



ロシア倒産法とその最近の改正の概要

ロシア倒産法においては、倒産手続開始の後、監督、財務健全化、外部管理、清算の4つの手続きが存在する。これらのうち、どの手続きが用いられるかは、倒産会社の状況により異なる。

また、近時の倒産法の改正により、ロシアの倒産手続における担保権者の地位が格段に向上した。

(本稿は、レクシスネクシス・ジャパン発行のビジネスロー・ジャーナル2009年7月号に掲載された論文を一部改定したものです)

ロシアは1990年代に多くの倒産件数を記録したが、倒産手続が濫用され、少数株主や債権者の犠牲のもとに資産が不当に廉価で流出する例も多く見られた。その後、2002年に新連邦倒産法が施行されたが、著名な石油大手ユコスの倒産以外に目立つ大型倒産は少なかった。しかし、9年間成長してきたロシア経済も減速しており、他国企業と同様に資金調達を潤沢だった国際金融に依存してきたロシア企業の中には、世界とロシアの経済に甚大な影響を及ぼしている景気低迷と資金提供者の不在のあおりを受けて存続を危ぶまれるものが出てくると予想される。したがって、ロシア企業と取引したりロシア企業に投資をしたりする日本企業はこれまで以上にロシア倒産法に関する知識を得ておく必要がある。

本稿では、ロシア倒産法の枠組みと2009年1月1日施行の改正が債権者に及ぼす影響について解説する¹。

ロシアの法体系と倒産法

ロシアの法体系は、連邦全体に適用される法令と特定の地方のみに適用される法令からなるが、倒産に関しては、地方レベルではなく、連邦レベルの法令が制定されている。しかし、倒産手続開始の申立ては倒産会社の登録地を管轄する裁判所になさなければならないので、複雑な倒産事件においては、管轄裁判所の能力も倒産事件の結果を左右しかねない点に留意する必要がある。また、ロシア倒産法には、今のところ企業集団の倒産を画一的に処理する規定が存在しないため、企業集団が倒産した場合、その企業集団を構成する会社は、各々が登録されている地域の管轄裁判所にそれぞれ倒産手続開始を申し立てなければならず、また、別々の裁判所での手続きに服することとなる。

ロシアの倒産手続の概要

ロシア法は、会社に支払能力が残っている場合の清算手続きと支払不能の場合の清算手続きとを分けて規定している²。支払不能の場合の清算手続きは、裁判上の手続きであるが、管財人と債権者委員会が主導的な役割を担うことが多い。債権者委員会とは、債権者集会において選任される3から11名の債権者代表で構成される委員会であり、倒産企業に50を上回る債権者がいる場合には設置が義務付けられる。債権者委員会の権限として、例えば、管財人からの報告の要求権、債権者集会の招集権、管財人の決定に対する不服の申立権などがある。管財人については後に詳述する。

ロシアの倒産手続は、監督、財務健全化、外部管財人による管理、そして清算という4つの段階から構成されている。このうち、監督は、原則として³、すべての倒産事件で行われ、その他は必ずしもすべての倒産事件で行われるわけではない。すなわち、監督から財務健全化、外部管理を経て、清算段階に移行する場合もあるが、監督からすぐさま清算に移行する場合もある。さらに、監督から財務健全化を経ずに、外部管理に移行する場合などもあり、倒産会社の状態により、手続きには、様々なバリエーションが存在しうる。このように、各段階の相互関係は複雑であるが、要約すると図表1のとおりである。

手続開始

倒産手続開始の申立ては、債務者たる会社の代表者または債権者によってなされる(国が債権者として申し立てる場合もある)。

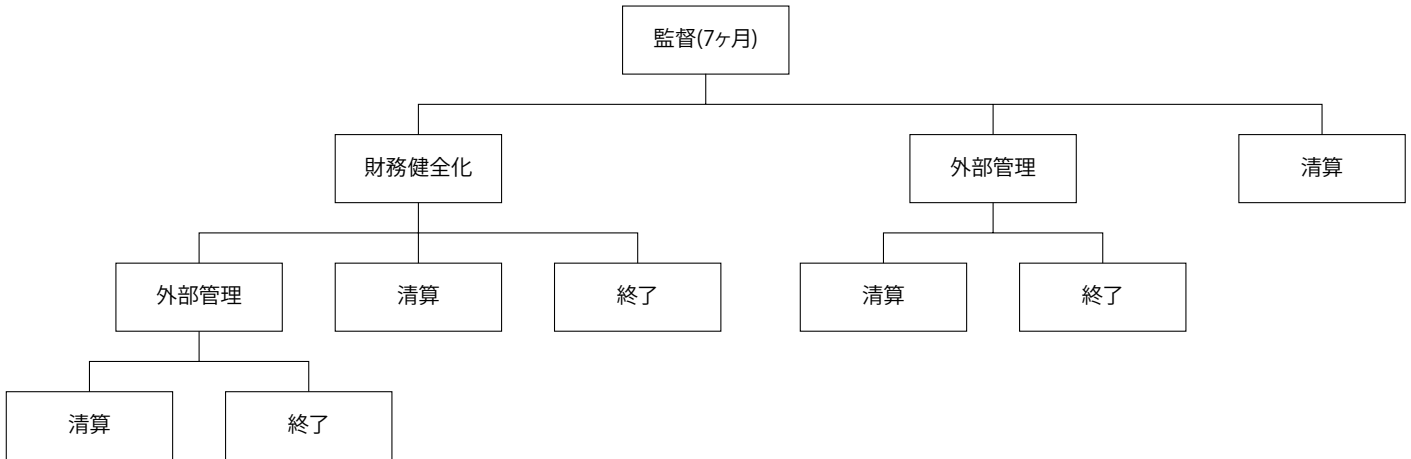
債権者の申立てによって倒産手続を開始する場合、会社が金銭債務(公租公課を含む)を弁済期から3ヶ月が経過しても弁済できていないことが裁判所に明らかでなければならず、このために、裁判

¹ ロシア法は、一定の会社(例えば、信用機関、資源系の専売法人、休眠会社等)につき特別の規定を設けているが、本稿ではこれらについての記述は割愛する。

² 清算には、任意的なもの強制的なものがあるが、支払不能の会社には任意的清算の選択肢がないため、本稿では任意的清算についての記述は割愛する。また、支払能力がある会社でも、強制的清算が適用される場合がある(例えば、会社法の一定の規定に違反した場合)。支払能力のある会社の清算についての記述も割愛する。

³ 監督は、休眠会社や、支払能力が残っている場合として清算手続きを開始したもの、その後、支払不能の場合の手続きに移行した会社の場合には、適用されない。

[図表1] ロシアの倒産手続きの概要



注1: 和議(債務免除の合意)はいずれの段階においても可能。

注2: 財務健全化(最長2年間)と外部管理(最長18ヶ月+6ヶ月)は合わせて2年間を超えないものとされている。

注3: 清算には通常6ヶ月を要するが、さらに6ヶ月延長することが可能。

所に次のいずれかについての証拠を提出する必要がある。

- 総額10万ルーブル以上の債務につき弁済期が到来しておりかつ未払いであることが裁判所の判決または仲裁裁定書において確認されていること(仲裁裁定書の場合には、裁判所による執行決定が必要)
- 10万ルーブル以上の公租公課等が未払いであることが関連国家機関(例えば税務当局)または裁判所により確認されていること

監督

裁判所は、右のいずれかを満たしていると判断した場合、臨時管財人を選任し、監督手続きに入る。臨時管財人は、会社の財務状態に関する報告書を作成するとともに、債権者を特定し、債権者集会を招集する。債権者集会は、財務健全化、外部管理または清算の開始命令を出すよう裁判所に要請することができ、一定の場合を除き、裁判所は債権者集会の決議に従わなければならない。

倒産手続きの進行中に裁判所が会社の債務超過の解消が不可能であると判断した場合、裁判所は清算の命令を下し、清算人を選任する。この場合、会社の経営権は清算人に移り、清算人は、債務の弁済原資を確保すべく会社の資産を換価処分していく。

財務健全化・外部管理

監督手続きを経ても裁判所が債務超過の解消が不可能であるとの判断に至らなかった場合、裁判所には、財務健全化または外部管理に移行するという2つの選択肢がある。財務健全化は、管財人の監督下で会社を継続企業として維持しながら、財務健全化計画と弁済計画に従って負債を返済していくことを目指すものである。

外部管理も会社を継続企業として維持することを目指す点は財務健全化と同じであるが、外部管財人による経営権の掌握と広範な弁済猶予・免除という抜本的な手法を用いるものである。また、外

部管理では、会社は、一定の要件を充たせば、契約の相手方に損害賠償を支払って未履行契約を解除することができる。

和議(債務免除の合意)

倒産手続きの進行中、債権者は和議(債務免除の合意)によって手続きを終了させることができる。ただし、次がその条件となる。

- 第一・第二順位の債権者(債権者の順位については後述)への全額返済
- 担保権を有するすべての債権者の同意
- 第三位順位の債権者の過半数の同意

ロシアの倒産手続きにおける債権の取扱い

取引先が倒産した場合、債権者の法務担当者は、まず自社の債権の弁済を当該倒産手続きの中で請求することができるのか、できるとして当該債権は第何順位とされ倒産手続きによりどのような影響を受けるのか、を考えなければならない。

倒産手続き中の弁済に関するルール

倒産法改正以前は、どのような債権者が倒産手続きの中で弁済を請求することができるのかとか、どのような債権につき弁済期が到来しているとみなされるのかといった点につき複数の異なる規定が存在したため、混乱も見られた。改正法はこれらの点をかかなり簡明にしたが、手続外での弁済の可否については、従来と同様、倒産手続の段階によって異なる。その概要は次のとおりである。

- 監督開始時から、一般的に、債務の弁済が猶予される。
- 財務健全化中は、債務は、債権者によって承認された財務健全化計画と弁済計画に従って弁済されなければならない。
- 清算段階においては、債務の弁済は、債権の順位に従って行われなければならない。

担保権の実行は、監督期間中は許されず、また、財務健全化および外部管理中は会社の支払能力を維持するために必要であれば制限される。

債権の順位

ロシア倒産法における各種債権の順位は次のとおりである。

- 最優先：倒産手続に関連する費用および倒産手続中に負担した債務に係る請求権
- 第一順位：個人の損害に関連する請求権
- 第二順位：雇用および著作権料に係る請求権
- 第三順位：その他の請求権

改正以前は、担保権付の債権は、一般的に、第三順位とされつつ、担保物を原資とする弁済については他の第三順位の請求権には優先するものとされていた。そして、担保物の売却代金は、まず当該担保の設定前に発生していた第一・第二順位債権の弁済に充てられ（ただし第一・第二順位の債権者が他の財産から満足を受けられる場合を除く）、残額が担保権者への弁済に充てられることとなっていた。

これに対し、改正法は、担保権者の予測可能性を増した。すなわち、担保物の売却代金のうち、倒産手続関連費用および第一・第二順位債権の弁済に充てられる可能性があるのは30パーセント（担保権者がロシアの銀行である場合は20パーセント）に限定され、担保権者は、担保物の売却代金の少なくとも70パーセント（担保権者がロシアの銀行である場合は80パーセント）を取得することができることとなった⁴。この改正により、担保権者の回収額は旧法下での回収額より増える場合が多くなると予想される（図表2参照）。

ロシアの倒産手続における管財人

管財人の選任

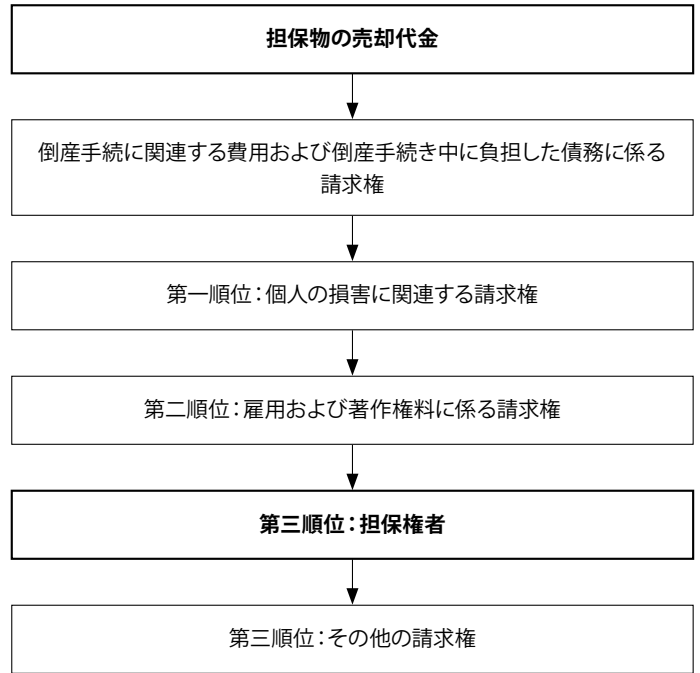
倒産手続の各段階において、管財人は重要な役割を果たす。監督段階においては臨時管財人、財務健全化段階では管理管財人、外部管理では外部管財人が選任される。

管財人は裁判所が選任するが、その候補者（または候補者を指名すべき自主規制機関。自主規制機関については後述）は、倒産手続開始の申立時には申立人が、その後は債権者集会在が指名する。改正以前は、申立人が、自主規制機関に3人の管財人候補者を指名するよう請求し、指名された3人から、倒産会社と申立人がそれぞれ1人を除外し、残った者を裁判所が臨時管財人に選任するというシステムを採用していた。これを改正法は簡略化し、申立人が直截に臨時管財人を指名することができるようになった。そして、債権

⁴ ロシアの銀行が担保権者である場合、担保物の売却額のうち、倒産手続関連費用および第一・第二順位債権の弁済に充てられる部分は、20パーセントに限定される（そのうち15パーセントが第一・第二順位の債権者への弁済へ、5パーセントが倒産手続関連費用に充てられる）。そして、第一・第二順位債権者に弁済すべき額が15パーセント未満で残余が出る場合には、それを被担保債権で満足を受けていない部分の弁済に充てるべき旨が定められている。しかし、ロシアの銀行以外の者が債権者である場合については、30パーセントの限定は定められているものの、銀行の場合のように第一・第二順位債権を弁済してなお残余がある場合に被担保債権の弁済に充てることができるかにつき明文の規定を設けていない。新法の適用の状況を見守るしかないが、銀行が債権者である場合と同様の手続が適用されるべきであろう。

【図表2】ロシア倒産手続における担保権の位置づけ

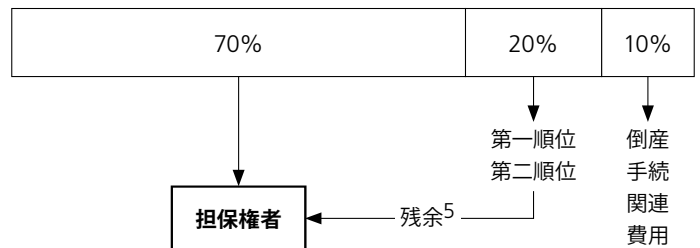
<従来>



<改正法>

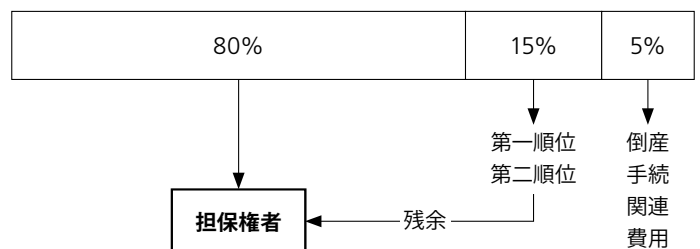
①一般債権者の場合

担保物の売却代金



②ロシアの銀行が債権者の場合

担保物の売却代金



⁵ 第一順位、第二順位に弁済した後に残余が存在する場合には明文なし。

者集会在開催される場合には、債権者集会在、以後の手続きにおける管財人を指名することができる。なお、債権者集会是手續中いつでも管財人を解任することができ、また、裁判所も法定された事由に該当する場合には管財人を解任することができる。

管財人の資格

管財人は、自主規制機関に所属するロシア国民でなければならない、次に述べる法律上の資格要件を満たさなければならない。

- 高度な専門教育を受けていること
- 管理職の経験が1年以上あり、かつ、最低限6ヶ月ないし24ヶ月の管財人補佐としての経験があること（改正法は、管理職の経験に必要な期間を2年から1年に短縮し、国家機関における管理職も含むこととしたが、他方で、管財人補佐としての経験を新たな要件とした）
- 管財人試験に合格していること
- 故意犯罪につき有罪となっていないこと、また、管理職に就くことについて行政法規・刑事法規上の欠格事由に該当しないこと
- 責任保険に加入していること

これらの法律上の資格要件に加え、自主規制機関は、追加の要件を定めることができる。また、裁判所は、管財人の選任時に、次の事項を確認する。

- 倒産会社や債権者と利益相反関係がないこと
- 従前の管財事件について裁判所により支払いが命じられた損害賠償義務で未払いのものが存在しないこと
- 当該管財人候補者自身が倒産手続に服していないこと
- 申立人または債権者集会在が、法律が求める以上の教育的資格や専門的経験を求めている場合は、かかる要求を満たしていること（この規定は改正法で定められた）

管財人の権限

管財人の権限の範囲は、倒産手続の段階により異なる。監督段階では、管財人は、倒産会社の代表者と共同で行動し、外部管理および清算の段階では、退任させられた代表者の役割を（債権者集会在および裁判所の監督の下において）担うことになる。管財人の主な権限には次のようなものがある。

- 債権者集会的の招集
- 倒産会社による取引等の否認、届出債権の否認
- 未履行契約の解除
- （監督段階における）倒産会社による取引等の承認
- 債権者集会在による制限と法的制限（倒産手続の段階によって異なる）の範囲内における資産の処分

2009年1月の倒産法の改正

2009年1月に施行されたロシア倒産法の改正は、手続きや関連当事者の権限等につき改善を加え、また、規制の一部を撤廃することを目的としている。この改正は、基本的には、債権者の地位の明確化と債権者の公平な取扱い、そして倒産手続のすべての段階において重要な役割を果たす管財人の権限強化を図ったものと考えられる。したがって、この改正は、債権者、特に、権利が格段に明確化

した担保権者には、歓迎されるものと思われる。

主要な改正点には、次のものが挙げられる。

- すべての債務は、監督の段階で弁済期が到来したものとみなされ、即時債務の支払いが猶予される（ただし、監督の段階以降に発生した取引債権は除かれる）。改正以前は、監督段階前に弁済期が到来するかどうかで債権の帰趨が異なり不公平感があったが、本改正により解消されと考えられる。
- 担保権者の地位が多くの場面で明確になった。特に、担保権者は、物上保証人と直接の債権債務関係が存在しなくても、物上保証人の倒産手続において担保権を行使することができるということが明確化された。また、担保権設定者に支払能力が残っている場合には、担保権者が裁判所の競売手続きを経ずに担保物を代物弁済として取得したり任意売却したりすることについても自由度が増した。ただし、担保権設定者が倒産手続を開始した場合には、裁判外での担保権の行使は制限される。これに加え、第一・第二順位の債権、倒産手続関連費用に充当される金額は、担保物の売却代金の最大30パーセント（ロシアの銀行が担保権者である場合には20パーセント）に限定されることになった。改正法の施行以前には、担保物の売却代金は、まず当該担保権の設定前に発生していた第一・第二順位の債権の弁済に充てなければならない、第一・第二順位の債権に弁済される額に上限は付されていなかった。

改正法における担保権者の地位は次のとおりである。

- 依然として第三順位の債権者ではあるが、担保物の売却代金につき一定の優先権を認められた。
- 担保物の売却代金の少なくとも70パーセント（または80パーセント）を取得する権利が明定された。第一・第二順位の債権者が弁済を受けるべき額によっては、それ以上の弁済を受ける可能性もある。
- 監督段階においては担保権を実行することができないが、財務健全化および外部管理の段階では裁判所を通じて担保権を実行することができる（ただし、倒産会社は、当該担保権が実行されれば支払能力を維持することができなくなることを明らかにして、担保権の実行を停止することができる）。なお、担保権者は、財務健全化または外部管理の段階において担保権を実行した場合には、債権者集会在における議決権を喪失する。
- 管財人の監督と資格の管理をする自主規制機関の登録と監督につき新たな規定が設けられた。倒産手続における管財人の重要性を考えると、管財人の質の向上と監督の強化は、倒産手続の改善に寄与すると思われる。

ロシアに進出する日本企業へのアドバイス

ロシア倒産法が日本企業の興味の対象となるのは、主に、①取引先であるロシア企業が破綻した場合またはその懸念がある場合、②出資先であるロシア企業が破綻した場合またはその懸念がある場合、あるいは、③破綻またはその懸念があるロシア企業またはその資産の買収を試みる場合であろう。

ロシア倒産法が日本法との対比において興味深いのは、担保権の取扱いと管財人の資格等である。まず、担保権による回収不能リスクの軽減効果は日本より限定的であり、日本企業は担保をとる際

には担保物の価値だけではなく、その価値の何パーセントがどのような手続きを経て自社に帰属するのかをより慎重に分析しなければならない。管財人については、日本では裁判所が倒産事件を得意とする弁護士のリストの中から選任するという実務が定着しているが、ロシアでは必ずしも弁護士が管財人に選任されるわけではなく、ただし一定の資格要件と管財人の自主規制機関があるという点が興味深い。

ロシア倒産法における担保権の取扱いについて

日本では、担保権は会社更生においては制限を受けるものの、破産、民事再生および特別清算においては、原則として、これらの手続きによらず担保権本来の方法による実行が許される。

しかし、倒産法改正前のロシアでは、担保権者でも、倒産手続きの中で全く弁済を受けられないケースが存在した。既述のとおり、担保権者といえども、倒産手続関連費用や第一・第二順位債権には勝てなかったからである。今般の改正後もなお担保物の売却額の一部はこれらの弁済に充てられるが、少なくとも70パーセントは担保権者への弁済に充てられるべきことが明確になった。このように担保権者の保護が強化されたことは、ロシア企業と取引を行う日本企業にとって歓迎すべきことであろう。

しかし、保護が強化されたとはいえ、日本と比べれば担保権者の地位は弱いものといえる。また、改正法は施行されたばかりであることに加え、条文上明らかでない点もあり、実務の動向が明らかになるには、今しばらくの時間を要する。そして、日本においても担保権を実行する場合には様々な実務的問題に直面するのと同様に、ロシアでも担保権の実行には様々な困難が伴うであろう。したがって、ロシア企業と取引をする際には、どのような資産が担保物として適当であり、当該資産に担保権を有効に設定するにはどのような手続きが必要なのか、また、これをいざ実行するにはどのような手続きが必要で、その結果売却額の何パーセントが自社への弁済に充てられることとなるのか、といったポイントにつき、この分野に精通したロシアの弁護士のアドバイスを得ることが必要である。

ロシア倒産法における管財人の資格等について

日本では、倒産事件の管財人は、法律上は弁護士に限定されているわけではないが、裁判所が倒産事件を得意とする弁護士のリストの中から選任するという実務が定着している。管財人の職務怠慢等により問題が発生することも時としてあるが、そうした管財人（弁護士）は以後裁判所から管財人として選任されなくなるほか、所属弁護士会により懲戒処分を受けるなどして淘汰されていく。

この点、ロシアでは、管財人の権限は日本のものと類似しているが、管財人に管理職経験や管財人試験といったものを求め、かつ、自主規制機関への所属を求めるといった点がユニークである。1990年代のロシア倒産制度における病理現象は深刻であり、例えば、経営陣が多数派株主と共謀してわざと会社を倒産させ、出来レースの競売を通じて価値ある資産を不当に廉価で取得する、といったことが行われていたようである。この反省を踏まえて、改正法は、管財人が所属する自主規制機関に対する監督を強化するなどして、管財人の質の向上を図っている。

この改正が所期の目的を実現すれば、ロシア企業の債権者となっている日本企業としては歓迎すべきことである。しかし、過去の経緯を踏まえると、わが国の倒産手続きに対するのと同レベルの信頼を寄せるには時期尚早であろう。日本企業は、取引先であるロシア企業が倒産した場合には、ロシアの弁護士のアドバイスを仰ぎつつ、手続きの進行を注視し、不利益を被らないよう努力することが必要となろう。

予防法務の重要性

ロシアのように、契約の解釈や法的手続きの進行ないし帰趨について予測が難しい国の当事者や資産が関係する取引においては、予防法務が非常に重要となることを法務担当者としては忘れてはならない。ロシア企業との契約も準拠法は英国法かニューヨーク州法あたりを選択すべきであるし、紛争解決手段もロシアでの裁判は避けるべきである。ただし、全てをイギリスやニューヨークの弁護士に任せてしまえるかという点と当然そうではなく、

- そもそもそれが他国法を準拠法としたりロシアでの裁判を排除したりすることができる性質の契約なのか。
- 他国法を準拠法としてもロシア法の適用を受ける部分はないか。
- ロシア法により登記・登録・公証・通知といった手続きを要する行為ではないか。
- 管轄合意に従って他国で判決等を取得したとしてそれをロシアで執行できるか。
- 当該契約がロシア法や相手方ロシア企業の定款等により必要とされる機関決定を経て適切な役職の者により署名されるのか。

といった多くの点につきロシアの弁護士のアドバイスを受ける必要がある。

終わりに

多くの日本企業がBRICの一角であるロシアにおけるビジネスチャンスを窺っており、またそこに潜むリスクの潜在的な高さに不安を覚えている様子である。たしかに日本では考えられないようなリスクがロシアには種々存在するようであり、ロシアでビジネスをするには法律の字面だけでなく実務を踏まえたアドバイスを提供できる専門家の助力が必須であると考えられる。有能な専門家の助力を得れば、種々のリスクを適切に回避しつつビジネスチャンスを掴むという困難な目標もきっと達成できるであろう。

本資料は一般的な情報であり、法的助言を提供することを目的としません。

© Freshfields Bruckhaus Deringer 2009
www.freshfields.com

お問い合わせ

ハーヴィー・ヌージェント
(Harvey Nugent)
モスクワオフィス パートナー
T +7 495 785 3000
E harvey.nugent@freshfields.com

木内 潤三郎
東京オフィス パートナー
T +81 3 3584 8500
E junzaburo.kiuchi@freshfields.com

Freshfields Bruckhaus Deringer Law Office and Freshfields Bruckhaus Deringer Foreign Law Office (Joint Enterprise) are the Japanese affiliates of Freshfields Bruckhaus Deringer LLP. Freshfields Bruckhaus Deringer LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC334789. It is regulated by the Solicitors Regulation Authority. For regulatory information please refer to www.freshfields.com/support/legalnotice. Any reference to a partner means a member, or a consultant or employee with equivalent standing and qualifications, of Freshfields Bruckhaus Deringer LLP or any of its affiliated firms or entities.